

名寄市地域防災計画



令和6年3月25日

名寄市防災会議

名寄市地域防災計画



(平成26年8月4日～5日の大雨による橋の崩落「西風連・初音橋」)

平成 19 年 3 月 28 日 初 版

平成 27 年 3 月 27 日 全面改訂

平成 28 年 3 月 25 日 一部修正

平成 29 年 3 月 24 日 一部修正

平成 30 年 3 月 28 日 一部修正

平成 31 年 3 月 27 日 一部修正

令和 02 年 3 月 18 日 一部修正

令和 03 年 3 月 25 日 一部修正

令和 04 年 3 月 24 日 一部修正

令和 05 年 3 月 29 日 一部修正

令和 06 年 3 月 25 日 一部修正

目 次

第1章 総 則

第1節	計画策定の目的	1-1
第2節	計画の位置付け及び推進	1-1
第3節	用語の定義	1-2
第4節	計画の修正要領	1-3
第5節	防災機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	1-4
1	名寄市	1-4
2	指定地方行政機関	1-4
3	自衛隊（陸上自衛隊第3即応機動連隊）	1-5
4	北海道	1-5
5	名寄警察署	1-6
6	名寄消防署	1-6
7	指定公共機関	1-6
8	指定地方公共機関	1-7
9	公共的団体及び防災上重要施設の管理者	1-7
第6節	市民及び事業所の基本的責務	1-9
1	市民の責務	1-9
2	事業所の責務	1-9
第7節	名寄市の地勢と災害の概要	1-11
1	名寄市の地勢及び位置	1-11
2	気象	1-11
3	災害の概要	1-11

第2章 防災組織

第1節	名寄市防災会議	2-1
1	市防災会議の組織	2-1
2	市防災会議の運営	2-3
第2節	災害対策本部	2-4
1	本部の組織	2-4
2	本部の設置基準等	2-4
3	本部の設置又は廃止の通知及び公表	2-4
4	本部員会議	2-4
5	本部設置時における事務分掌	2-5
6	職務代理者の決定	2-5
第3節	本部の配備体制	2-12
1	配備体制	2-12
2	本部各班の配備要員	2-14
3	非常配備体制の活動要領	2-14
4	本部を設置しない場合の準用	2-15
5	現地災害対策本部	2-15

第3章 災害情報通信計画

第1節	気象予報等、警報並びに情報等の伝達計画	3-1
1	気象予報（注意報含む）、警報並びに情報等の種類及び発表基準	3-1
2	気象予報（注意報含む）、警報並びに情報等の伝達系統及び方法	3-2
3	地震動警報及び予報の伝達計画	3-6
4	緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域	3-8
5	震央地名	3-9
第2節	災害通信計画	3-10
1	公衆通信施設の利用（主通信系統）	3-10
2	専用無線施設の利用（副通信系統）	3-10
3	通信途絶時の連絡方法	3-10
4	通信途絶時の名寄市役所名寄庁舎設備の使用	3-12
5	情報交換及び情報伝達体制の整備	3-12
第3節	災害情報等の報告、収集及び伝達計画	3-13
1	異常現象発見時の措置	3-13
2	災害情報等の収集及び報告	3-15
第4節	多様な情報伝達手段の確保	3-26
1	Jアラート	3-26
2	Lアラート	3-27
3	住民向けの災害情報手段の位置付け	3-27

第4章 災害予防計画

第1節	防災教育及び訓練計画	4-1
1	普及・啓発方法	4-1
2	普及・啓発に要する事項	4-1
3	学校等教育関係機関における防災知識・技能の普及・啓発及び教育の推進	4-1
4	防災訓練の実施	4-2
第2節	風害予防計画	4-3
1	予防対策	4-3
第3節	雪害予防計画	4-4
1	除雪路線実施分担	4-4
2	排雪	4-5
3	なだれ防止対策	4-5
4	電力施設の雪害防止対策	4-5
5	警戒体制	4-5
第4節	融雪災害予防計画	4-6
1	気象情報の把握	4-6
2	水防区域等の警戒	4-6
3	道路の除雪等	4-6
第5節	土砂災害予防計画	4-7
1	現況	4-7
2	予防対策	4-8
3	土砂災害警戒区域等における避難所及び避難経路	4-10

第6節	建築物災害予防計画	4-17
1	予防対策	4-17
第7節	消防計画	4-18
1	組織計画	4-18
2	大規模災害・林野火災	4-18
3	隣接市町村（組合）消防相互応援計画	4-18
4	消防力等の現況	4-19
第8節	物資の調達・確保及び防災機材等の整備	4-20
1	食料その他の物資の確保	4-20
2	防災資機材の整備及び使用等	4-20
3	備蓄倉庫等の整備	4-20
第9節	避難行動要支援者対策	4-21
1	避難行動要支援者名簿	4-21
2	平常時における避難行動要支援者名簿の活用	4-21
3	発災時等における避難行動要支援者名簿の活用	4-22
4	平常時及び避難支援等に関する全体計画及び個別避難計画の作成	4-22
5	避難行動要支援者の避難支援及び安否確認	4-23
6	避難支援関係者の安全確保	4-23
7	外国人に対する対策	4-23
第10節	自主防災組織の育成等に関する計画	4-24
1	地域住民による自主防災組織	4-24
2	事業所等の防災組織	4-24
3	自主防災組織等の組織化	4-24
4	自主防災組織等の活動	4-24
5	地域の防災リーダー	4-26
6	その他	4-26
第11節	避難体制の整備	4-27
1	避難指示等の基準	4-27
2	指定緊急避難場所及び指定避難所等の指定	4-28
3	指定緊急避難場所及び指定避難所等の開設の準備	4-33

第5章 水防計画

第1節	水防活動	5-1
1	水防責任の大綱	5-1
2	水防組織と機構	5-2
3	協力及び応援	5-2
4	近隣市町村水防管理団体、警察官及び自衛隊	5-3
5	水防危険区域及び水防施設	5-4
6	気象警報等の通信連絡	5-6
7	要配慮者施設の指定	5-8
8	要配慮者施設への洪水予報等の伝達	5-14
9	避難確保計画の作成及び報告	5-14
10	避難確保計画作成の指示及び未作成施設の公表	5-14

11	避難訓練及び報告	5-14
12	重要水防箇所	5-14
13	洪水警戒情報の伝達	5-15
14	水防活動	5-16
15	水防報告	5-17
16	水防訓練	5-18
17	タイムライン（防災行動計画）の活用	5-18
第2節	洪水ハザードマップ	5-19
1	洪水ハザードマップの根拠及び浸水想定等	5-19
2	浸水想定の対象となる河川	5-20
3	「氾濫流」及び「河岸浸食」による家屋倒壊等区域(家屋倒壊等ゾーン)の指定	5-20

第6章 災害応急対策計画

第1節	応急措置実施計画	6-1
1	応急措置の実施責任者	6-1
2	市の実施する応急措置	6-1
3	災害救助法の適用	6-3
第2節	動員計画	6-5
1	平常勤務時の伝達系統及び方法	6-5
2	休日又は退庁後の伝達系統	6-5
3	職員の非常登庁	6-6
4	配備体制確立の報告	6-6
5	各部別の動員体制	6-6
6	災害応急対策に従事する者の安全確保	6-6
第3節	他機関に対する応援出動要請	6-7
1	北海道及び他市町村等に対する要請	6-7
2	自衛隊に対する要請	6-7
第4節	災害広報計画	6-8
1	災害情報等の収集	6-8
2	災害情報等の発表及び広報の方法	6-8
3	北海道及び関係機関等に対する情報の提供	6-9
4	庁内連絡	6-9
第5節	避難対策計画	6-10
1	避難指示等	6-10
2	警戒区域の設定	6-12
3	指定緊急避難場所及び指定避難所の開設	6-12
4	帳簿類の整備	6-12
5	北海道（上川総合振興局）に対する報告	6-13
第6節	救助救出計画	6-14
1	救出計画	6-14
第7節	食糧供給計画	6-15
1	実施責任者	6-15
2	食糧供給の対象者	6-15
3	食糧供給の方法	6-15

4	炊き出しの計画	6-17
5	給与状況の記録	6-17
第8節	衣料、生活必需品等物資供給計画	6-18
1	実施責任者	6-18
2	実施の方法	6-18
3	給与又は貸与物資の種類	6-18
4	給与又は貸与の方法	6-19
5	衣料、生活必需品等の調達先	6-19
6	給与又は貸与期間	6-19
第9節	石油類燃料供給計画	6-22
1	実施責任者	6-22
2	石油類燃料の確保	6-22
第10節	給水計画	6-23
1	実施責任者	6-23
2	給水方法	6-23
第11節	医療救護計画	6-25
1	実施責任者	6-25
2	医療救護の対象者	6-25
3	災害拠点病院	6-25
4	応急救護所の設置	6-25
5	上川北部医師会に対する出動要請	6-26
6	医薬品等の確保	6-26
7	関係機関の応援	6-27
8	災害通報伝達及び傷病者の把握	6-27
9	経費の負担及び損害賠償	6-28
第12節	防疫計画	6-30
1	実施責任者	6-30
2	防疫作業班の編成	6-30
3	防疫の種別と方法	6-30
4	感染症患者等の発生時における対応	6-31
5	ねずみ族、昆虫等の駆除	6-31
6	避難所等の防疫指導	6-31
7	防疫用資器材の調達	6-31
8	家畜及び畜舎の防疫	6-31
第13節	廃棄物処理及び環境保全計画	6-32
1	平成27年度の廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を 改正する法律の災害により生じた廃棄物処理に関する基本的な考え方	6-32
2	災害廃棄物対策における災害の規模と適用する措置の考え方	6-32
3	災害廃棄物対策指針	6-32
4	実施責任者	6-32
5	清掃作業班の編成等	6-33
6	清掃の方法	6-33
7	死亡獣畜の処理	6-33
8	飼養動物の取り扱い	6-33
第14節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	6-35

1	実施責任者	6-35
2	行方不明者の捜索	6-35
3	変死体の届出	6-35
4	遺体の収容及び処理	6-35
5	遺体の埋葬	6-36
第15節	障害物除去計画及び放置車両除去	6-37
1	障害物の除去	6-37
2	放置車両等の除去	6-37
第16節	輸送計画	6-39
1	実施責任者	6-39
2	輸送の方法	6-39
第17節	消防防災ヘリコプター活用計画	6-41
1	運航体制	6-41
2	緊急運航の要請	6-41
3	要請方法	6-41
4	要請先	6-41
5	報告	6-41
6	消防防災ヘリコプターの活用	6-42
7	救急患者の緊急搬送手続等	6-42
第18節	労務供給計画	6-46
1	実施責任者	6-46
2	民間団体等への協力要請	6-46
3	町内会等の活動内容	6-46
4	労務員の雇上げ	6-47
第19節	文教対策計画	6-48
1	実施責任者	6-48
2	応急教育対策	6-48
3	教育の要領	6-49
4	学校給食等の措置	6-49
5	衛生管理対策	6-49
6	学用品の給与	6-49
7	文化財等に対する措置	6-50
第20節	住宅対策計画	6-51
1	実施責任者	6-51
2	実施の方法	6-51
3	施工及び資材の調達	6-53
4	応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録	6-53
5	費用の限度及び期間	6-53
6	災害公営住宅の整備	6-53
第21節	被災宅地安全対策計画	6-57
1	危険度判定の実施の決定	6-57
2	判定対象宅地	6-57
3	判定士の業務	6-57
4	危険度判定実施本部の業務	6-58
5	事前準備	6-58

第 22 節	災害警備計画	6-59
1	災害に関する警察の任務	6-59
2	災害時における警備体制の確立	6-59
3	災害警備	6-59
第 23 節	広域応援派遣計画	6-62
1	実施機関	6-62
2	実施内容	6-62
3	応援協定等	6-62
第 24 節	自衛隊災害派遣要請計画	6-64
1	災害派遣要請基準	6-64
2	災害派遣要請の手続	6-64
3	派遣部隊の受入れ態勢等	6-65
4	派遣部隊の撤収要請	6-65
5	経費等	6-65
第 25 節	防災ボランティアとの連携計画	6-69
1	ボランティア団体・NPOの協力	6-69
2	ボランティアの受入れ	6-69
3	ボランティア団体・NPOの活動	6-69
4	ボランティア活動の環境整備	6-69
第 26 節	交通応急対策計画	6-70
1	交通応急対策の実施	6-70
2	緊急輸送道路	6-70
第 27 節	応急飼料対策計画	6-72
1	実施責任者	6-72
2	実施の方法	6-72
第 28 節	職員応援派遣計画	6-73
1	要請権者	6-73
2	要請手続等	6-73
3	派遣職員の身分取扱い	6-73

第 7 章 地震災害対策計画

第 1 節	地震の発生状況と地震想定	7-1
1	地震の発生状況	7-1
2	地震想定	7-2
第 2 節	名寄市の社会的現況	7-7
1	人口の集中	7-7
2	生活環境の変化	7-7
3	情報化の進展	7-7
4	市民の共同意識の変化	7-7
第 3 節	火災予防計画	7-8
1	地震による火災の防止	7-8
2	火災予防の徹底	7-8
3	消防査察の強化指導	7-8
4	消防力の整備	7-8

5	消防計画の整備強化	7-9
第4節	危険物等災害予防計画	7-10
1	危険物事業所等に対する指導の強化	7-10
2	危険物保安対策	7-10
3	火薬類保安対策	7-10
4	高圧ガス保安対策	7-11
第5節	建築物等災害予防計画	7-12
1	建築物の防災対策	7-12
2	がけ地に接近する建築物の防災対策	7-13
第6節	地すべり、がけ崩れ等予防対策	7-14
1	現状	7-14
2	地すべり、がけ崩れ等防止対策	7-14
第7節	液状化災害予防計画	7-15
1	基本的な考え方	7-15
2	液状化対策の推進	7-15
第8節	地震に関する防災知識の普及・啓発	7-16
1	市職員に対する防災教育	7-16
2	市民に対する防災知識の普及	7-16
第9節	市民の心構え	7-18
1	家庭における措置	7-18
2	職場における措置	7-18
3	運転者のとるべき措置	7-19
第10節	応急対策計画	7-20
1	消防活動体制の整備	7-20
2	火災発生、被害拡大危険区域の把握	7-20
3	相互応援協力の推進	7-20
4	地震災害対策	7-20
5	物資の調達・確保及び防災機材等の整備	7-21
6	放置車両の除去	7-21
7	業務継続計画の策定	7-21
8	その他応急対策	7-22
第11節	地震に強いまちづくり推進計画	7-23
1	地震に強い都市構造の形成	7-23
2	建築物の安全化	7-23
3	主要交通の強化	7-23
4	通信機能の強化	7-24
5	ライフライン施設等の機能の確保	7-24
6	復旧対策基地の整備	7-24
7	液状化対策	7-24
8	危険物施設等の安全確保	7-24
9	災害応急対策等への備え	7-24
10	地震防災緊急事業五箇年計画の推進	7-24
第12節	被災建築物安全対策計画	7-26
1	応急危険度判定の活動体制	7-26
2	応急危険度判定の基本的事項	7-27

第 13 節	ため池・ダム災害予防計画	7-28
1	現況	7-28
2	対象災害	7-28
3	予防対策	7-28

第 8 章 事故災害対策計画

第 1 節	鉄道災害対策計画	8-1
1	災害予防	8-1
2	災害応急対策	8-1
3	災害広報	8-2
4	応急活動体制	8-2
5	救助救出活動	8-2
6	医療救護活動	8-2
7	消防活動	8-3
8	行方不明者の捜索及び遺体の収容等	8-3
9	交通規制	8-3
10	危険物流出対策	8-3
11	自衛隊派遣要請	8-3
12	広域応援	8-3
第 2 節	道路災害対策計画	8-4
1	災害予防	8-4
2	災害応急対策	8-4
3	災害広報	8-6
4	応急活動体制	8-6
5	救助救出活動	8-6
6	医療救護活動	8-6
7	消防活動	8-6
8	行方不明者の捜索及び遺体の収容等	8-7
9	交通規制	8-7
10	危険物流出対策	8-7
11	自衛隊派遣要請	8-7
12	広域応援	8-7
13	高速自動車国道事故等対策	8-7
第 3 節	危険物等災害対策計画	8-9
1	危険物等の定義	8-9
2	災害予防	8-9
3	災害応急対策	8-10
4	災害広報	8-10
5	応援活動体制	8-11
6	災害拡大防止	8-11
7	消防活動	8-11
8	避難措置	8-11
9	救助救出及び医療救護活動等	8-11
10	交通規制	8-12

11	自衛隊派遣要請	8-12
12	広域応援	8-12
第4節	大規模な火事災害対策計画	8-13
1	災害予防	8-13
2	災害応急対策	8-13
3	災害広報	8-13
4	応急活動体制	8-14
5	消防活動	8-14
6	避難措置	8-14
7	救助救出及び医療救護活動等	8-14
8	交通規制	8-15
9	自衛隊派遣要請	8-15
10	広域応援	8-15
第5節	林野火災対策計画	8-16
1	組織及び実施機関	8-16
2	気象情報等連絡体制	8-16
3	林野火災予防対策	8-17
4	応急対策	8-18
5	災害広報	8-18
6	応急活動体制	8-19
7	消防活動	8-19
8	避難措置	8-19
9	交通規制	8-19
10	自衛隊派遣要請	8-19
11	広域応援	8-19

第9章 災害復旧計画

1	実施責任者	9-1
2	復旧事業計画の概要	9-1
3	災害復旧予算措置	9-2
4	激甚災害に係る財政援助措置	9-2
5	応急金融対策	9-2
6	罹災証明書の交付	9-3
7	被災家屋調査	9-3
8	調査員の育成	9-4

【各種資料編】

《各種基準等》

- 避難情報の発令判断・伝達マニュアル（洪水編）・・・・・・・・・・ 洪－ 1
- 避難情報の発令判断・伝達マニュアル（土砂災害編）・・・・・・・・ 土－ 1
- 緊急割り込み放送等（緊急告知ラジオ）運用マニュアル・・・・・・・・ 緊－ 1

《条例・規程、協定書》

- 名寄市防災会議条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 条－ 1
- 名寄市防災会議運営規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 条－ 3
- 名寄市災害対策本部条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 条－ 4
- 名寄市自主防災組織支援事業補助金交付要綱・・・・・・・・・・ 条－ 6
- 各種協定書一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 協－ 1